令和８年（フ）第３４号
山形県最上郡鮭川村大字中渡499番１
債務者　荒木　弘子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１３４号
栃木県栃木市今泉町１―14―26、住民票上の住所栃木県栃木市大平町富田５番地121
債務者　長岡　篤子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９７５号
京都府宇治市五ケ庄一里塚１番地の71　ひさみ荘５号
債務者　北澤　稔久
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９８２号
京都市伏見区向島本丸町20番地　ノアーズアーク観月橋210号
債務者　南本　達也
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９８９号
京都市中京区新烏丸通二条上る橘柳町163番地　井川マンション　203号室
債務者　田口　正敏
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１００９号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町382番地　美光レジデンス３－Ｂ
債務者　大山　信子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５３号
広島市安佐北区三入南１丁目10番28―201号
債務者　佐藤　真理
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８３号
広島市東区戸坂千足１丁目21番12号
債務者　福島　靖規
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９１号
広島市西区観音新町３丁目９番37―502号
債務者　原田　美風（旧姓三宅）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００１号
広島市安佐北区可部東２丁目28番３－１－202号
債務者　河村　養己
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１号
山口県光市島田６丁目７番２号市営住宅２号棟201号、前住所山口県光市中央４丁目11番１号
債務者　橋本美保子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５５号
山口県周南市大字安田１番地の17　市営三丘住宅Ｄ棟42号
債務者　中嶋　カツヨ
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６０号
山口県周南市周陽２丁目13番34―303号
債務者　吉岡　遼我
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第９４７号
広島市西区己斐上４丁目29番13号　二階
債務者　濱田　惠子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８１号
広島市西区己斐上２丁目71番10－７号
債務者　小笠原利江
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３２５号
神奈川県平塚市万田２丁目19番３―506号　市営万田貝塚住宅
債務者　鹿倉　憲和
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４３５号
神奈川県小田原市蓮正寺891番地の１　狩川荘201
債務者　遠藤　尚夫
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部